



平成 26 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 ローランド ディー . ジー . 株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 富 岡 昌 弘
(コード番号 6789 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 長 野 直 樹
(TEL . 0 5 3 - 4 8 4 - 1 4 0 0)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 26 年 11 月 26 日(水)
(2) 処分株式数	普通株式 143,000 株（内訳：役員向け株式給付信託 104,000 株、株式給付型 E S O P 信託 39,000 株）
(3) 処分価額	1 株につき 4,374 円
(4) 資金調達額	625,482,000 円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	株式会社りそな銀行（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 26 年 5 月 14 日付で、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、当社の執行役員（当社と委任契約を締結している者に限ります。）及び当社グループ会社の一定の役員（以下「取締役等」と総称します。）を対象にした業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」の導入を決議し、平成 26 年 6 月 18 日開催の第 33 期定時株主総会において役員報酬として決議されました。役員向け株式給付信託の概要につきましては、平成 26 年 5 月 14 日付公表の「役員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。なお、「本信託契約の締結日」、「信託期間」、「本制度に係る株式給付規程の施行日」及び「取得株式」につきましては、信託設定の準備期間や対象者等を見直した結果、予定を変更しておりますので、以下の「※役員向け株式給付信託の内容」をご覧ください。

また、当社は、平成 26 年 5 月 14 日付で、当社の一定資格等級以上の従業員（以下「管理職社員」といいます。）を対象にした業績連動型株式報酬制度「株式給付型 E S O P 信託」の導入を決議しました。株式給付型 E S O P 信託の概要につきましては、平成 26 年 5 月 14 日付公表の「株式給付型 E S O P の導入に関するお知らせ」をご参照ください。なお、「本信託契約の締結日」、「信託期間」、「本制度に係る株式給付規程の施行期日」及び「取得株式」につきましては、信託設定の準備

期間や対象者等を見直した結果、予定を変更しておりますので、以下の「※株式給付型E S O P信託の内容」をご覧ください。

本自己株式処分は、役員向け株式給付信託及び株式給付型E S O P信託の受託者である株式会社りそな銀行（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

※役員向け株式給付信託の内容

- 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託
委託者 : 当社
受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- 受益者 : 取締役等又は当該取締役等が死亡した場合における受給者として株式給付規程(役員向け)に定める者のうち、役員向け株式給付信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
- 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者（弁護士）
本信託契約の締結日 : 平成 26 年 11 月 25 日（予定）
信託期間 : 平成 26 年 11 月 25 日（予定）より本信託が終了する日まで（終了期日は定められておらず、本制度が継続する限り本信託は継続します。）
株式給付規程（役員向け）の施行日 : 平成 26 年 11 月 25 日（予定）
取得株式 : 104,000 株
議決権行使 : 行使しないものとします。
配当の取扱い : 信託財産である当社株式に係る配当は、受託者が受領し、当社株式の取得代金や信託費用・信託報酬の支払いに充てられます。
信託終了時の取扱い : 信託が終了し、受益者への当社株式又は金銭の給付、信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

※株式給付型E S O P信託の内容

- 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託
委託者 : 当社
受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- 受益者 : 管理職社員又は当該管理職社員が死亡した場合における受給者として株式給付規程に定める者のうち、株式給付型E S O P信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
- 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者（弁護士）
本信託契約の締結日 : 平成 26 年 11 月 25 日（予定）
信託期間 : 平成 26 年 11 月 25 日（予定）より本信託が終了する日まで（終了期日は定められておらず、本制度が継続する限り本信託は継続します。）
株式給付規程の施行日 : 平成 26 年 11 月 25 日（予定）
取得株式 : 39,000 株
議決権行使 : 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。
配当の取扱い : 信託財産である当社株式に係る配当は、受託者が受領し、当社株式の取得代金や信託費用・信託報酬の支払いに充てられます。
信託終了時の取扱い : 信託が終了し、受益者への当社株式又は金銭の給付、信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	625,482,000円
② 発行諸費用の概算額	－円
③ 差引手取概算額	625,482,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により調達する資金については、全額、処分期日以降、順次、平成27年3月期の諸費用支払等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式の処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成26年10月6日から平成26年11月5日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である4,374円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

当該価額は、取締役会決議日の直前営業日（平成26年11月5日）の終値である4,660円に対して93.86%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日からさかのぼる直近3か月間（平成26年8月6日から平成26年11月5日まで）の終値平均4,416円（円未満切捨）に対して99.05%を乗じた額であり、また取締役会決議日の直前営業日からさかのぼる直近6か月間（平成26年5月7日から平成26年11月5日まで）の終値平均4,063円（円未満切捨）に対して107.65%を乗じた額となっております。これらを勘案した結果、当該価額は、特に有利な払込金額には該当せず、合理的なものとして判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名全員（内2名は社外監査役）が、当該処分価額が直近の市場価格から著しく乖離しているわけではないことから、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、株式給付規程（役員向け）及び株式給付規程に基づく給付予定株式総数に相当するものであり、その希薄化の規模は平成26年9月30日現在の発行済株式総数14,385,511株に対し0.99%（小数点第3位を四捨五入、平成26年9月30日現在の総議決権個数142,361個に対する割合1.00%）と小規模なものであり、かつ本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は取締役等及び管理職社員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高め、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称 株式会社りそな銀行（信託口）

（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

（役員向け株式給付信託 104,000 株及び株式給付型 E S O P 信託 39,000 株）

②受託者の概要

(1) 名 称	株式会社りそな銀行		
(2) 所 在 地	大阪府大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 東 和浩		
(4) 事 業 内 容	銀行・信託業務		
(5) 資 本 金	279,928 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	大正 7 年 5 月 15 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式	134,701,450,874 株	
	己種第一回優先株式	80,000,000 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	（連結）9,605 名		
(10) 主 要 取 引 先	各分野にて業務を展開しており多数の取引先を有しております。		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社りそなホールディングス 100%		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	資本関係	処分先は当社の普通株式 140,000 株（発行済株式総数の 0.97%）を保有しております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	預金取引、資金借入取引等の銀行取引	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
連 結 純 資 産（百万円）	1,379,386	1,500,270	1,305,035
連 結 総 資 産（百万円）	28,007,977	27,630,027	28,767,867
1 株当たり連結純資産（円）	7.71	8.84	7.45
連 結 経 常 収 益（百万円）	583,262	575,117	564,181
連 結 経 常 利 益（百万円）	188,901	200,665	221,562
連 結 当 期 純 利 益（百万円）	191,744	212,959	162,266
1 株当たり連結当期純利益（円）	1.98	2.21	1.68
1 株 当 たり 配 当 金（円） （普通株式）	1.49	2.03	3.18

※なお、当社は、処分先が反社会的勢力とは一切関係ないことについて、ホームページ及びディスクロージャー誌等の公開情報等で確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分先を選定した理由

役員向け株式給付信託契約及び株式給付型E S O P信託契約に基づき、受託者である株式会社りそな銀行（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）に設定される信託口に処分を行うものです。

(3) 処分先の保有方針

株式会社りそな銀行(信託口)は、役員向け株式給付信託契約及び株式給付型E S O P信託契約に基づき、本自己株式処分により取得する当社株式を、受益者に給付するために日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対して再信託した上で、信託期間内において株式給付規程(役員向け)及び株式給付規程に基づき当社株式等を信託財産として受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は株式会社りそな銀行(信託口)との間において、処分期日(平成26年11月26日)から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、処分期日(平成26年11月26日)において信託財産内に存在する予定である旨、役員向け株式給付信託契約及び株式給付型E S O P信託契約により確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前		処分後	
ローランド株式会社	24.75%	ローランド株式会社	24.75%
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人:シティバンク銀行株式会社)	11.70%	TAIYO FUND, L.P. (常任代理人:シティバンク銀行株式会社)	11.70%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.11%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.84%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.83%
ビーエヌワイエムエルノントリーアカウンタ (常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.11%	ビーエヌワイエムエルノントリーアカウンタ (常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行)	3.11%
ローランド ディー. ジー. 社員持株会	2.61%	ローランド ディー. ジー. 社員持株会	2.61%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.40%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.40%
富岡 昌弘	2.17%	富岡 昌弘	2.17%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人:株式会社みずほ銀行)	1.00%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人:株式会社みずほ銀行)	1.00%
株式会社りそな銀行	0.97%	株式会社りそな銀行	0.97%

- (注) 1. 平成 26 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 当社所有の自己株式は上記表に含まれておりません。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
連結売上高	31,379 百万円	31,264 百万円	42,141 百万円
連結営業利益	1,449 百万円	1,423 百万円	6,111 百万円
連結経常利益	1,324 百万円	1,306 百万円	6,244 百万円
連結当期純利益	687 百万円	356 百万円	4,265 百万円
1 株当たり連結当期純利益	38.63 円	20.03 円	239.64 円
1 株当たり配当金	30 円	30 円	30 円
1 株当たり連結純資産	1,347.88 円	1,396.73 円	1,723.45 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 9 月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,385,511 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	1,206 円	986 円	1,343 円
高 値	1,333 円	1,460 円	4,120 円
安 値	756 円	802 円	1,200 円
終 値	991 円	1,356 円	4,085 円

② 最近6か月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	3,430 円	3,730 円	3,670 円	3,895 円	4,420 円	4,510 円
高 値	4,155 円	3,830 円	3,995 円	4,440 円	5,080 円	4,735 円
安 値	3,255 円	3,520 円	3,640 円	3,730 円	4,405 円	4,010 円
終 値	3,720 円	3,635 円	3,940 円	4,385 円	4,525 円	4,685 円

③ 処分決議日前営業日における株価

	平成26年11月5日
始 値	4,720 円
高 値	4,760 円
安 値	4,605 円
終 値	4,660 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 処分要項

- (1) 処分株式数 普通株式 143,000 株
- (2) 処分価額 1 株につき 4,374 円
- (3) 処分価額の総額 625,482,000 円
- (4) 処分方法 株式会社りそな銀行（信託口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に割当処分します。
- (5) 処分期日 平成26年11月26日
- (6) 申込期日 平成26年11月26日
- (7) 処分後の自己株式数 3,000 株

以上